

# 学研労協ニュース

No. 132  
2011.4.25

〒305-8561 茨城県つくば市東一一一一  
つくば中央第5事業所内 産総研労組気付  
TEL 〇二九(八六一)七三二〇  
筑波研究学園都市  
研究機関労働組合協議会(学研労協)

## 『廃止等を含む今後の宿舍運営計画の速やかな周知を！』 『管理主体の異なる宿舍間の居住条件の格差を無くすこと！』

学研労協は、今でも多くの学研労協傘下の組合員が入居する移管宿舍における諸問題の解決を図るため、2010年10月5日に筑波大学本部棟会議室において「宿舍居住環境改善に関する要求回答交渉」を行いました。また、それに先立ち2010年8月27日に高エネルギー加速器研究機構に対し、同様の要求書を高エネ研職組と連名で提出し、高エネ研職組が機構当局と交渉を行いました。以下、交渉内容について報告します。

日時：2010年10月5日14:00～15:00  
場所：筑波大学本部棟会議室

出席者：筑波大学総務部 大久保課長、大木課長補佐、鈴木、中山、宮内

筑波大学 大井、学研労協 池長、川中、小沼

池長課長が、今回の要求の趣旨を説明しました。

大久保課長は、8月16日に要求書を受け取り、それに基づいて項目別に回答し、後で質問に回答する形にする旨を述べました。以下、回答書、質疑応答を掲載します。

### 回答書

筑波大学総務部 平成22年10月5日

宿舍居住環境改善に関する要求書について(回答)

2010年8月16日付けで貴組合から要求のありました項目について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1、宿舍廃止、所管換による不都合に関する事項

1) 宿舍廃止等の管理運営計画に関する情報が不足しており、転居対象者に大きな不安や不信感を与えている。宿舍廃止等の計画の策定にあたっては、入居者に対して情報の早期周知を行い、対応策を示すこと。

2) 管理主体の異なる宿舍間で居住条件に格差が生じないようにすること。また、筑波大職員と他機関職員を差別しないこと。

1) 筑波大学宿舍に関する一般的な情報については、その都度情報提供しています。管理運営計画については、職員宿舍の整備等のあり方に関する検討委員会において、職員宿舍のあり方、再配置及び廃止、利用計画・維持管理の方策の検討を開始しております。現在、入居者に対して通知できる情報はありますが、今後計画が策定された場合には、周知いたします。

2) ①法人化以降、本学においては宿舍管理費等の確保も大学の予算の範囲内で行わねばならないのに対し、関東財務局は国から必要な経費について予算措置がされるところです。そうした違いから管理主体によって居住条件に多少の差が生じることはやむを得ないことと考えます。

②宿舍に関する情報等は所属機関に関係なくその都度宿舍内への掲示や個別ポストへの投函により情報提供をしているとともに、個別の情報の詳細については管理人に問い合わせをいただくと考えています。

なお、大学宿舍の居住者に対する2台目駐車場の貸付については、暫定的な措置として吾妻宿舍及び竹園宿舍の一部において、空きスペースがある場合に限り筑波大学職員を対象に実施しております。関東財務局の宿舍においては、所属機関の如何を問わず2台目駐車場の貸付を行っていることに鑑み、他機関職員への2台目駐車場の貸付については、大学職員との区別はせずに対応させていただきます。今後、関東財務局水戸財務事務所筑波出張所との協議を経て、貸付ができる状況が整いましたら入居者宛てに連絡いたします。

#### 2、管理・運営体制に関する事項

1) 平日の管理事務受付時間延長と土日休日、年末年始等における緊急時対応を行うこと。

宿舍の管理業務は、外部委託により平日9時から17時まで業務を行っており、土日休日及び年末年始の緊急時対応については、緊急性の高い応急措置等の対応は現在も実施しております。

平日の管理事務受付時間延長については、委託業者との契約変更に伴う契約金額の増加が見込まれるため対応が困難ですが、全体の勤務時間数を変更せずに勤務時間帯や曜日をシフトさせるといったことを検討します。

#### 3、入退去に関する事項

1) 現状復帰の基準を明確にし、査定者による相違をなくすこと。

退去時の現状回復は、平成15年6月財務省理財局長通知「国家公務員宿舍に係る現状回復等の取扱いについて」を基準に準用して適正に行っております。

なお、宿舍の退去に際しては、管理人が退去者の立会いの下で現状回復を必要とする箇所を点検することとしており、その際、点検箇所を明確化、共通化するために「宿舍現状回復点検カード」を作成しております。

本学の管理人は、管理人の間で打合せ及び相互研修等により情報の共有化を図り、管理及び査定内容に相違がないよう努力をしています。

#### 4、修繕・更新に関する事項

1) 老朽化を放置せず、必要な修繕、特に耐震性等緊急性を伴うものは速やかに行うこと。風呂、トイレ、キッチン、配管など水回り全体の老朽化が著しい。

原則として、入居者の責による破損及びき損、経年劣化によるき損又は汚損が軽微である場合については個人の負担で修繕を行うこととしており、これらに該当しない修繕については大学の負担で修繕を行うこととしております。

宿舍の修繕・更新には多大な経費が必要となり財政的に非常に厳しい状況となっております。現在は予算の範囲内で緊急性を考慮して修繕を行っていますが、今後はより計画的な修繕が可能となるよう考えていきたいと思っております。

#### 5、設備に関する事項

1) 独身宿舎においてポイラー使用が事前通告なく止められ、風呂、シャワー、部屋給湯、暖房が使えない。他の宿舎と同水準となるよう早急に改善すること。

平成21年10月15日の吾妻1丁目403棟のポイラー煙突の故障については、原因及び状況について掲示(別紙参照)により逐時入居者にお知らせし、通知文も配布しました。

浴室の使用についてはガス給湯器を設置し再開しましたが、各階のシャワー及び居室への給湯については、設備上の理由により給湯することができなくなり、入居者には不便をおかけしています。また、暖房については、従前から使用を中止しています。設備更新をするとした場合には多大な費用がかかり、一方で学内における予算措置が厳しい状況です。

#### 6、現状の管理に関する事項

1) 必要な管理がなされていない。筑波大は責任を持って管理すること。例えば、火災報知器の設置が見送られていると考えざるを得ないケースが多い(並木4丁目405棟)

2) 11の不法投棄防止対策、駐車場の違法駐車対策等事故予防に努める

こと。

1) 宿舍の管理業務は、委託契約の仕様に基づき業者に外部委託しております。

火災報知器の設置については、並木4丁目405棟も含め消防用設備がある他の宿舍についても、確認の上、火災報知器を設置いたします。2) ゴミの不法投棄防止対策については、単身宿舍、独身宿舍においてはそれぞれの自治会と、自治会業務を行っている茨城住宅管理協会とで対応していただくこととなっております。

また、世帯宿舍においては、入居者で構成する自治会に対応していただくこととなっております。

駐車場の管理については、管理人による駐車場の巡回、違法駐車を取り締まりを実施しておりますが、違法駐車が管理業務の時間帯以外に多く発生しているため、今後空いているスペースにポールを設置し駐車できないようにする等の対応を検討していきます。

ゴミや駐車場の問題は、個々人の取り組みと自治会の取り組みの双方により改善されるものと考えますので、自治会による対応についてもお願いしたいと思います。

## 7、その他

1) 留学生とおもわれる習慣の異なる外国人の入居が増えている。トラブルを未然に防止するためにも日本の宿舍におけるルールの説明を徹底すること。例えば、騒音を立てる住人やゴミ出しマナーの悪い住人が急増している。

原則として、管理人による入居説明の際には、通訳立ち会いのもと、宿舍におけるルールやマナーの説明をしています。現在、国際化に対応する観点から、宿舍に関する文書の英訳に取り組んでいるところです。宿舍のしおりなども、英訳が終了しだい、外国人居住者に対して配布する予定です。

また、騒音やごみ出しについては、個々人の取り組みと自治会の取り組みの双方により改善されるものと考えますので、自治会による対応についてもお願いしたいと思います。

## 質疑応答(回答書の補足を含む)

### 1-2) ①

Q: 質筑波大における宿舎予算はどれくらいか?

A: 管理の外部委託費、エレベーターのメンテナンス経費等の義務的に発生する経費は計上しているが、その他はほとんど無い。

### 1-2) ②

Q: 情報提供はどのようどの程度の頻度で行われているか?

A: 不定期に宿舎便りを出して情報提供を行っている。今年度は4月、7月の2回出しており、個別案件が合った場合に情報を流すようにしている。個別のポストに投函するとともに掲示板、エレベーター内側にも張り出して周知につとめている。

A: いつ修繕に入るかなどの個別細かい情報は管理人に直接問い合わせてもらいたい。個別投函されたチラシには問い合わせ先などの細かい情報が載っている。

A: Webによる情報提供は筑波大職員のみであれば可能だが、対外的に一般にも公開となると難しい。

A: 2台目駐車場は協議して他機関の職員にも公平に割り当てられるようにした

### 2

Q: 緊急時対応および管理業務時間の延長について

A: 緊急時の連絡先は投函されたチラシにフリーダイヤルの番号が載っている。

A: 日中時間の中抜きによる勤務時間帯の変更によって遅い時間でも対応出来ないか検討している。また、勤務日の変更によって土曜日に対応出来るように検討中。

### 3

A: 現在、管理人は4名

### 5

A: 現在、ボイラーが故障中の独身宿舍の修理には総額で1億数千円がかかる見込みであり、現状では修理は難しい。

Q: 居住条件に格差がある場合(ボイラーが故障中の独身宿舍など) 宿舎費の減額等は考えられないか?

A: 現在、宿舎費としてボイラーの使用に関して切り分けていない、少し勉強させていただきたい。

Q: 宿舎管理・修繕費は運営費交付金ではなく施設整備費で予算要求すべき物ではないのか?

A: 現状では不明?(明確な回答無し。)

### 6-1) 1

A: 早急に煙感知器の設置を行う予定で、現在手配中。

### 6-2) 1

Q: 無断駐車の取り締まりについて

A: 管理人は9-17時で見回りをしているが、無断駐車は夜中に駐車場以外の場所に行われているようである。現在、緊急自動車の通行の妨げにならないような駐車防止用ポールが設置できるかどうか消防当局と協議中。

## 高エネルギー加速器研究機構からの回答「抜粋」

### 1、宿舎廃止、所管換による不都合に関する事項

1) 宿舎廃止に関する情報が不足しており、転居対象者に大きな不安や不信感を与えている。宿舎を廃止する時は、廃止予定、廃止後の跡地利用の計画、今後の方針、入居状況などの情報を早期に周知すること。

回答: 本機構の職員宿舎については、廃止決定をしたものはありません。仮に廃止決定した場合は、退去期限の3年以上前に通知します。2) 関東財務局管理宿舎と比べ修繕が遅れている。管理主体の異なる宿舎間で居住条件に格差が生じないようにすること。

回答: 本機構としては、国家公務員宿舎に準じた整備を心掛けておりますが、財政面などから、若干の格差が生じてしまうことについては、ご理解をいただきたい。

また、法人化に併せて、国家公務員宿舎を出資された筑波大学等他機関においても本機構と同様に様々な制約を持っているようであり、筑波地区の宿舎が全て同一条件で整備される状況には至っておりません。

なお、宿舎の維持・整備に関しては、今後も筑波大学等と情報交換をしていく予定です。

### 3) これ以上の宿舎廃止は避けること。

回答: 本機構の職員宿舎については、直ちに廃止するものはありませんが、一部の宿舎については入居率が低いため、会計検査院による会計実地検査において、土地建物の売却を含めた検討を求められた経緯もあり、今後、職員宿舎の維持・整備に関して検討していく必要があります。

なお、宿舎退去の根拠としては、国家公務員宿舎の入居に際して、宿舎貸与承認書の5(5)で、「宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。」の項目により、宿舎の明け渡しが明記されているもの(本機構の職員宿舎も同様の扱いです。)に相当することが、挙げられます。」

## 2、管理・運営体制に関する事項

1) 宿舎の管理に関する要請等に対応するルートを確立し、関東財務局と同等に要望が受け入れられるようにすること。

回答: 関東財務局と同等に要望が受け入れられる」の意味が不明ですが、本機構においては、施設部施設企画課資産マネジメント室(資産マネジメントグループ 宿舎担当: 内線 2356) が担当し、職員宿舎の維持・整備全般の対応を取っています。 宿舎入居者からの修理等の依頼は、宿舎の維持管理業務を請け負っている「茨城 住宅管理協会」の担当者が連絡窓口となって、その受付と現場確認等に対応しており、その報告をもとに宿舎担当が予算状況を勘案の上、修繕等を行っています。

### 2) ポスドク、再任用者の入居を継続的に可能にすること。

回答: 本機構では、職員宿舎の有効活用の一環として、ポスドク(博士研究員等)、再任用者(再雇用職員)のほか、定年退職した後も引き続き雇用されて業務に貢献する者や学術研究フェローなど、入居者の対象範囲を拡大しているが、基本的には他機関職員は入居できません。

但し、財務省所管であった国家公務員宿舎時から入居している他機関職員は、本機構の職員宿舎となった平成16年4月以降も継続入居が認められ(国家公務員宿舎として扱われている)、現在に至っているものである。

しかしながら、これは当該所属機関の職員として在職(国家公務員としての身分のもと)している間について継続入居が認められていることであって、国家公務員としての入居資格が無くなった場合はこの限りではないものです。

従って、この再任用者が国家公務員としての入居資格を持ち、か

つ所属機関との間で切れ目なく継続雇用となっている場合であれば可能とも考えられますが、何れにしても財務省（関東財務局）に確認する必要があります。

### 3、修繕・更新に関する事項

1) 老朽化を放置せず、必要な修繕は速やかに行うこと。特に風呂など水回りの老朽化が著しい。

回答：本機構の職員宿舎は、築35年前後経過し、あらゆる設備の老朽化が著しく、特に水周りの腐食がひどく、本来は設備全般の交換が望ましいと認識している。

本機構としては、平成17年度以降、排水管の点検清掃、雑排水管更生工事、給水配管改修工事、畳表替え、風呂交換、屋上防水工事、スロープの設置及び補修、高架水槽ポンプ交換、消防設備改修、非

## 『H23年度以降の具体的な廃止等計画を早期周知、対応を！』 『入居者に対する効果的な情報提供を！』

学研労協は、去る平成23年1月17日に関東財務局水戸財務事務所筑波出張所において「宿舎居住環境改善に関する要求回答交渉」を行いました。以下、交渉内容について報告します。

日時：2011年1月17日15:00～17:30  
場所：関東財務局筑波出張所会議室  
出席者：筑波出張所 白鳥所長ほか所員2名  
学研労協 池長議長ほか9名

事前に提出された要求書に基づき、白鳥所長が項目別に回答し、その後、質問に回答する形で意見交換を行った。なお、回答には所長の個人的見解も含まれている。

### 「宿舎居住環境改善に関する要求書」に対する回答

#### 1、宿舎廃止に関する事項

1) 宿舎廃止に関する情報が不足しており、転居対象者に大きな不安や不信感を与えている。決定事項の伝達だけでなく、平成24年度以降の具体的な廃止計画、廃止後の跡地利用計画を含む今後の方針、周辺宿舎の入居状況などの情報提供を迅速に対象者全員にすること。

回答：これまでも、毎年度の宿舎設置計画で廃止決定されれば、当該宿舎の入居者に対して、宿舎内の掲示板、回覧文書等によりお知らせしてきた。

また、廃止後の跡地利用計画について、当所はお答えできる立場に無い。

宿舎廃止に伴う居住者の転居に際しては、可能な限り居住者の要望を所属官署経由で聴取したうえで対応しており、転居対象者に対し、直接周辺宿舎の入居状況などを情報提供することについては考えていない。

なお、平成22年12月8日に務省が発表した「国有財産行政におけるPRR戦略について」の報告書の中で、「公務員宿舎の今後の在り方」についてまとめられたことから、この報告書に基づき、公務員宿舎の整備を図っていく予定である。

2) 宿舎貸与可能な対象者が増える事が予想される。宿舎廃止計画を見直し、今後とも十分な数を確保すること。

回答：年度ごとの廃止の事務処理については、情勢の変化、宿舎需要の状況等を考慮のうえ進めており、また、宿舎貸与対象者が増えているとは聞いていない。

3) 平成23年度廃止予定宿舎における前倒し原状回復免除についても、早期に認めること。また、廃止予定宿舎に関しては前倒し期間を長くすること。回答：原状回復免除については、これまでと同様、年度ごとに検討することになるが、決定は年度末頃になると思われる。

廃止予定宿舎の廃止決定については、情勢の変化、宿舎需要の状況等を考慮のうえ決めている。このため、原状回復免除の時期についても、廃止が確実と判断できる時期とならざるを得ないことにご理解いただきたい。

#### 【補足】

2011年3月4日に平成22年度の公務員宿舎廃止計画が決定し、原状回復免除が通知されています。但し、この措置は既に昨

常階段補修、外壁調査、アスベスト対策、屋外排水管改修工事など、年度計画を立てて対応する一方、居住者からの依頼に基づく修繕工事の実施など、適切な対応を心掛けているものの、財政面などの制約から、全ての宿舎を一齐に改修するまでには至っていないことにご理解いただきたい。

2) 結露とそれに伴う壁の傷みやカビの発生が限度を超えている。結露対策を行うこと。

回答：結露対策とカビ発生に関しては、居住者自身による対策（窓の開け閉めなどの換気対策など）を行っていただく必要がある一方、外断熱工事（一部の国家公務員宿舎で施工済み）等の対策も必要であると認識しておりますが、これについても財政面などの制約から手つかずの状態であり、今後の維持・管理計画の中で対応できるように努力したい。

年3月に「前倒し免除」されている宿舎ですので、新たな免除措置にはなっていないません。

「23年度以降」と廃止計画された宿舎の取扱いについて、筑波出張所との交渉（1月17日）時点では、昨年9月時点の計画で進む可能性とそれに併せた従来並の現状回復免除措置の可能性を示していました。その連絡がありませんでしたので、再確認したところ以下の回答がありました。

\* 23年度以降の廃止計画と現状回復前倒し免除について

今までの移転再配置に則った宿舎の廃止にはならない。移転再配置計画は白紙になった。つまり昨年9月に財務本省が提示したリストも白紙になっている。新しい宿舎計画が決定されるまでは廃止決定が出来ない。よって前倒し免除も出来ない。新しい宿舎計画が決定されない以上、関財筑波出張所としては廃止に関する手続きが進められない。

4) 宿舎廃止により、住人が減少した際の防犯について、引き続き入居者から不安の声が上がっている。より一層の配慮を求め。また、廃止に伴う共益費の増加や転居には補助を行うこととの要望がよせられているが、入居者との十分なコミュニケーションをとること。

回答：防犯面の対策については、必要に応じて実施していく考えである。

廃止に伴う共益費の増加については、宿舎の維持管理に関する共益費は、居住者が個々に生活する上で必要とされる経費であるため、国が補助を行うことはできない。

廃止に伴う転居にかかる費用の一部負担についても、国家公務員宿舎が、国の事務及び円滑な運営に資することを目的として設置され、貸与の条件として、国家公務員宿舎法第18条第1項第5号に該当する場合には、宿舎を明渡さなくてはならないことになっている等、対等な当事者間の私法上の契約関係とは性格を異にしており、また、退去要請期間も十分な期間を定めているため、補助することはできない。

5) 子どもの学区等を考慮した転居先・移転期間の確保に関し引き続き不安の声が寄せられている。2年間の退去期間が設けられていることを知らない場合もあり、より一層のコミュニケーションを求め。

回答：宿舎廃止に伴う居住者の転居については、合同宿舎への入居を希望する者に対しては、出来る限り居住者の要望を所属官署経由で聴取のうえ、転居先を決定しているところである。

宿舎廃止の長期的計画は既に宿舎だよりでお知らせしたとおりである。

6) 廃止宿舎から転居して、再度転居を強いられることのないよう廃止基準を明確にし、場当たりの廃止は行わないこと。

回答：転居先宿舎の各官署への割当については、宿舎廃止の長期的計画に基づき、適切に行っているところである。

### 2、今後の管理・運営体制に関する事項

1) 平日の管理事務受付時間延長と土日休日、年末年始等における緊急時対応を行うこと。また現在行われている緊急時対応措置に関しては現入居者および新入居者に対し、その方法を周知すること。

回答：平成19年4月から管理人業務は、土曜、日曜、祝日及び年末

年始（12月29日から1月3日）を除く月々金曜日となっており、平日の業務時間外及び休日の緊急対応については「宿舍だより」により周知しているところである。

なお、管理事務受付時間延長については、新たな予算措置が必要となるが、厳しい財政状況であることから、非常に難しいことであることをご理解いただきたい。

### 3、入退去に関する事項

1) 現状復帰の基準が不明確との不満が引き続き寄せられている。査定者による相違をなくすこと。

回答：現状回復指示については査定にアンバランスが生じないよう管理人の研修、指導に努めているところであるが、今後もさらに指導を徹底していきたい。

なお、苦情・要望等については、従来どおり、管理人に連絡願いたい。※現状回復についてトラブルが生じた場合には従来から本人・本人の官署の宿舍担当者・管理人・筑波出張所の四者で協議しているものである。

2) 丁寧な使用を心がけても経年変化は生じる。そのような経年変化や構造上の不具合による修繕は入居者に負担とせず、退去時の負担の軽減を図ること。

回答：宿舍の修繕等については、国家公務員宿舍法第17条第2項ただし書きにおいて、その損傷又は汚損が軽微である場合は、入居者に負担していただくこととなっているが、経年による劣化及び入居者の生活形態に依らない床の沈みや壁下地の浮き等については管理人が確認のうえ、国で修繕を行うなど、対応の緩和を実施してきているところである。

3) 高齢再雇用者、契約職員の入居について認めること。ポストクの入居を促進すること。

回答：入居基準については宿舍法により定められたものであり、出張所で回答する立場ではない。

なお、要望があることについては上部機関に伝えたい。

4) 宿舍を移る場合、入居日と退去日の間に余裕を持たせること。また、前もって転居先の鍵を渡せるようにすること。

回答：宿舍法上、原則二重貸与は認められないが、宿舍間の移動に伴い退去日と入居日が重複する場合は、退去日の一両日中は入居を認める取り扱いをしているところである。

鍵の事前貸し出しについては、入居者の事情を勘案し、入居の準備としてカーテンの寸法取り、家具類の置場確認等で下見をするための一時貸し出しに限り、入居日の1週間前から可能としているところである。

### 4、修繕・更新に関する事項

1) 老朽化を放置せず、定期的に点検し適宜修繕を行うこと。特に配水・排水管、風呂、シャワー設備の不具合が著しい。

回答：合同宿舍の改修工事については、汚損、破損等の程度がひどいものから緊急性を考慮しながら順次、本省に対して予算要求を行っているが、昨今の厳しい財政事情の中、必ずしも要求どおり認められるわけでもないことを、ご理解願いたい。

2) 道路の陥没のような危険箇所については早急に対処すること。

回答：修繕に関する要望については、緊急性・危険性を勘案し、予算の範囲内において出来る限り早急に対応していることをご理解願いたい。

なお、危険箇所を発見した場合には、速やかに管理人へ連絡願いたい。

3) 結露対策をおこなうこと。カビによる健康被害が生じている。

回答：宿舍の湿気対策については外壁改修工事において外断熱材を施す等、結露防止に努めている。

なお、当該工事は、汚損、破損等の程度がひどいものから緊急性を考慮しながら、順次、本省に対して予算要求を行っているが、昨今の厳しい財政事情の中、必ずしも要求どおり認められるわけではないことを、ご理解願いたい。

また、コンクリートの建物は機密性が高いため、こまめに換気を行う等、居住者においても協力願いたい。

4) 廃止予定宿舍であっても廃止まで期間がある場合はしかるべき対応（修繕、他の宿舍への移動）をponeru。

回答：宿舍の修繕については廃止宿舍に係わらず、生活に支障がないよう適宜実施している。

他の宿舍への移動については、廃止決定後に実施することで対応したい。

### 5、設備に関する事項

1) 空き駐車場の利用や廃止宿舎の用地を利用し、地区を問わず希望者には2台目の駐車場が確保できるようにすること。

回答：現在、全住戸相当分の駐車場は確保しており、現状以上の駐車場の設置は施設の過大設置となり、国民の理解を得られないのではないことから、国として特段の対策は考えていない。

なお、既に未貸与の駐車場については、2台目駐車場として居住者に開放し、有効活用している。

2) 一般的に普及している設備（風呂の追い焚き、ウォシュレット、電気容量の増加など）の整備を行うこと。

回答：時流認識を踏まえ一般的であると認められるもの（電気容量アップ等）については、予算要求を行っている。

3) 耐震強度に関する調査を行い早急に補強工事を行うこと。その結果および工事の実施状況を公開poneru。

回答：S56年以降に建設された合同宿舎については耐震構造の建物となっている。

S56年以前に建設された中層住宅の合同宿舎については全てのタイプについて、タイプ毎に耐震診断を実施し、安全性がほぼ確認された。

S56年以前に建設された高層住宅の合同宿舎については全ての住宅とも個別に耐震診断を実施した。

なお、耐震診断の結果、構造的に比較的弱いと判断されたピロティ付建物については、H13度までに改修を実施してきている。

おつて、H7年1月に発生した阪神淡路大震災、及びH16年10月23日に発生した新潟県中越地震における公務員宿舎の被害状況をみると、一部の宿舎において外壁等に亀裂等が生じたものの、倒壊及び崩落等の被害はなかったところである。

### 6、現状の管理に関する事項

1) 改修工事は事前に周知するよう施工者を指導すること。また、価格のみを基準とした施工者の選定をせず、手抜き工事を行うような悪質な業者を排除すること。

回答：合同宿舎の改修工事については請負業者に指導の上、現場作業開始前に掲示板、ポスティング、説明会等を通じ事前周知を行っている。

工事請負業者の決定は一般競争入札が原則である。

入札参加者は、財務省関係機関による競争参加資格審査（建設工事）により信用と実績のある業者として合格した者である。悪質な業者については、競争参加資格審査の段階で、排除されている。

2) 違法駐車、放置自転車の適正な管理をおこなうこと。盗難・車上荒らし防止対策を講ずること。

回答：国としても、対象車両へのステッカーの貼付、敷地内への木柵等の設置を行い、不法駐車を防止するための努力をしているところである。駐車場を貸与されている居住者は、「駐車許可票」を必ず車両のダッシュボード上に提示しておく取り決めとなっており、引き続き、ご協力いただきたい。

不法侵入、盗難等の予防については、定期的に宿舍敷地内巡視を行い、必要に応じて警察署に相談し指導を受ける等、管理者として万全を期しているところであるので、居住者の皆様にも不審者の情報提供等、ご協力いただきたい。

3) 管理者の対応が不誠実であるとの意見が寄せられている。管理者に対する指導を徹底し、適正に管理業務を行わせること。

回答：管理者（管理人）は、適正に管理業務を行っているところであるが、今後も研修、指導に努めていきたい。

### 7、その他

1) 習慣の異なる外国人の入居が増えている。トラブルを未然に防止するためにも日本の宿舎におけるルールの説明を徹底すること。

回答：宿舍の貸与に関する取扱いについては、従来から理財局通達（平成13年3月23日付財理第1032号「宿舍の貸与に関する取扱について」）の中で各省各庁の宿舍事務担当者は「職員に対し、宿舍の使用に当たっては法令の規定及び維持管理機関の指示に反しないことを確約させるものとする。」ことと規定されており、それに基づき各省各庁の宿舍事務担当者において、入居者に対し十分な説明がさ

れているものと理解している。

**【個別の質疑に対する回答】**

Q. 22年度廃止決定はまだ行われぬのか、また23年度以降の廃止計画がどうなるのか。財務省と茨城県会議員との交渉でつくはの廃止予定官舎リストが示され、当方がそれを入手している。それは公表して良いのか。たとえば松代4、5丁目E型等が該当する。

A. 22年度廃止決定については現在手続中であり、22年度中に決定されることになる。

廃止計画については、平成19年6月時点のものであり、情勢の変化、宿舎需要の状況等により、将来的に見直す可能性もある。

リストについては、内容・戸数を見ると、以前に宿舎だよりで予定としてお知らせしているものに該当する。

当該情報は貴協会と本省間のものなので、開示の取り扱いについては、申し上げる立場にはない。

Q. 宿舎廃止に伴い退去した人の内で、他の宿舎に移動した人の率は

A. 平成21年度廃止決定宿舎の入居者については、各官署からの要望をとりまとめた結果、大多数が移転希望であった。8月より順次空き宿舎へ移転してもらっている。なお、学区等の居住者からの要望については、ほぼ要望に沿っているものと認識している。

Q. シロアリの場合は国費で修繕か

A. 本人がシロアリを持ってきたようなケースを除き、躯体に影響を与える部分については、国で修繕している。

次の入居者のためにも、住んでいるときから管理人に申し出てほしい。

Q. 1. 1) に関して、入居者には通知されているという認識に乏しい場合がある。例えばWebに上げてもなければそのURLを通知することで、各人が都合の良い時に確認することが出来る。

Q. 関財によって対応済の案件でもアンケートに出てくる。入居者にきちんと情報が伝わっていない。伝えるための方法を工夫できないだろうか？例えば関財本局から発注する工事はWordで確認できることを教えて頂いた。

A. 情報量並びに常に更新することを踏まえると規制が厳しく、費用対効果の観点から、上部機関に上申しても実現は難しいと考える。従来どおり、宿舎だよりで対応したい。

Q. 1. 1) はポスドクのことを言っている。PDは大臣間協議で入居できるのではないか。

Q. 国立環境研では任期付き職員やポスドクのための宿舎について、前の中期計画のはじめに希望を取って12戸確保したきり増えていない。来年度から中期計画が改まるのでまた財務大臣から環境大臣に募集を掛けてほしい。

A. 当初は制度そのものが新たに定められたため、調整をしていたものであるが、現在は路線が敷かれている。

従って、増枠については、貴所から上部機関へ要望を上げてもらいたい。枠を増やすことが適当か、最終的には本省間で協議することになると思われる。

Q. 筑波大管理宿舎では時間帯をずらして対応する案がある、同様の対応はできないか。

Q. 休みを取って平日に管理人に対応しているという声がある。

A. 従来から土日、祝日、夜間対応の管理人を設置しており、「宿舎便り」において緊急連絡先としてお知らせしていることから、当該要望は既に満たしているものと認識している。

なお、土日、祝日、夜間対応の管理人は2名を設置していたが、ここ3年の傾向を見ると当該時間帯における対応件数が減少してきていることから、22年10月からは1人体制としている。

Q. 23年度廃止計画はいつ頃決定されるか。

A. 現段階では未定である。

Q. 昨年度は年度末ギリギリだったが。

A. 従前お示ししてきた対応より後退したくはない。廃止年度の2年前までには原状回復免除が出せるようにしたい。

Q. 排水溝の掃除が大変、国でやれないのか。

A. 清掃は国負担では出来ない。

設備老朽化に対する修繕について予算計上も随時行っているが、予算の制約の中で、より優先度の高いものから対応している。

Q. 水道水の質が悪く浄水器必要。松代5丁目単身寮のトイレタンク配管が詰まり放置され流れが非常に悪い。

Q. 配管の老朽化のためではないか？

A. 受水槽の清掃を実施し、水質検査を行っており、合格している。

障害の状況により、「居住者」「国」の負担が分かれるが、まずは管理人に相談されたい。

確認の結果、全体に及ぶものについては改修工事として予算計上を行うこともある。

Q. 放置自転車に関して。使っているものには青いリボンを巻いて区別し、放置自転車等は撤去されたが又増えて問題となってくる。対応はどうなっているか？

A. 共益費で行っていたくものである。補足するが、撤去、廃棄をする場合、居住者への事前周知は必須である。

Q. 吾妻の元独身寮401とか並木の元世帯寮が不良のたまり場になっているという。暗くて危険、関財の手を離れているのだが。

A. 現在、普通財産として水戸財務事務所で管理しており、一般競争入札により売却手続中である。管理上必要となる一般的な措置（柵設置、草刈、外灯の点灯、警備等）についても必要に応じて予算措置の上、適宜実施してきている。

Q. 独身宿舎の確保を。401号（廃止済）から603号（H23以降廃止）に移った603号に移った際には、他に独身寮の選択肢が無かった。先程2度の移転は無いように配慮するとの発言があったが、どうなっているのか？また、PREでは若手層に確保すべきと言っている。

A. 平成16年度の廃止計画の際に独身寮は含まれていなかったため、そのような事態になったと推察する。

現在の計画では、全ての宿舎で重複移転が起きないようにしている。ただし、廃止計画が見直された場合には、再発が全くないとは言いきれない。

Q. 原状回復費用は入居年数×3〜4万円と管理人から言われたことがある。昔は原状回復費用を試算する一助として言われていたかもしれない。

現在は、明らかに経年劣化によるもので本人の責に帰さないものについては、原状回復対象としない等の軽減措置を実施している。

Q. 世帯宿舎で20回連続廃止にあった人がいた。転居後に不具合を工事する事になった場合がある。

A. 平成16年度以前の廃止計画は単年度計画であったため、そのような事態になったかもしれないが、今は問題ないと認識している。不具合については、入居後でも居住者の責めによるものでなければ対応する。

Q. 出資宿舎の廃止が心配、また関財宿舎の廃止に関しても出資宿舎を所有する法人に知らせてほしい。

A. 法人から廃止の仕方についての問い合わせはあったものの、出資宿舎の廃止計画は現在のところ無いと聞いている。

廃止決定の際は、官署を通じお知らせしている。

Q. 樹木伐採の大木伐採は対応してもらえないのか。

A. 伐採は国、剪定は住人。安全管理上の問題である枯れた木、倒れそうな木は国が対応するので、管理人に伝えてほしい。単に大きくなったからといって伐採はできない。

なお、伐採を要望する際は、居住者の総意をもってお願いしたい。

Q. 23、24、25年度分を一気に公表してほしい。次の希望先を選ぶ際に平等になる。分けて23年度分を決定するにしても、次年度以降も廃止がある事を周知してほしい。

A. 平成23年度以降廃止予定宿舎を同一年度にまとめて廃止することは考えていない。同一地区内の一部の宿舎が廃止決定された際に、当該地区の残りの宿舎についても次年度以降の廃止計画が残っている旨示唆することは、可能である。

Q. 財務省から得た廃止計画の情報は自治会等でも流すことを考えている。

A. 承った。

Q. 出資宿舎と関財宿舎で大きな格差がある。関財宿舎に移れないか。

A. 合同宿舎を出資した直後は、出資宿舎における国職員、国宿舎における大学法人等職員をほぼ同じ規模で互いに抱えあっていた状況であった。

しかし、現在は出資宿舎に入居している国職員は転勤等により著しく減少したのに対し、国宿舎に入居している大学法人等職員は異動が少ないことから依然として多く、均衡が崩れている。

このような状況の中で個人の希望による当該対応は困難である。

Q. 筑波大の宿舎ではポイラー故障でお湯が出ないが、修繕してもらえない。宿舎費が同じで居住条件が著しく劣るといっては問題ではないか。

A. 居住者の気持ちは察するが、筑波大管理の宿舎について、当所としては何らの対応もできない。筑波大に申し入れることは可能である。

## 第29回国立試験研究機関全国交流集会案内

# 震災復興と持続可能な社会をめざして

## ―国立試験研究機関の社会的役割を考える―

今年の開催で29回を数える国立試験研究機関全国交流集会は、3月11日に発生した東日本大震災によって、日本の社会・経済・政治など根幹が揺るがされたまだその復興の目処もたないような状況に対して、私たちは今日、今まさに直面している戦後最大の危機から回復し、新しい日本をつくることを目的とし、公開の交流集会として国立試験研究機関全国交流集会在6月17日に開催することになりました。

東日本大震災は、死者・行方不明者が3万人を超え、今なお避難所で生活する被災者の数は13万人を超えています。さらに、発生した福島原発事故の状況も完全に終息した状況からは程遠く、厳しい状態が続いています。一次災害の地震から、二次災害の津波、三次災害の原発事故、さらに風評被害や、エネルギー問題などさまざまな災害が重なり、市民生活を不安なものにしておりま

す。  
記念講演では立石雅昭氏（新潟大学元教授）に「東日本大震災と科学者の社会的責任」、特別報告では、福島原発事故の現況についてについて講演いただきます。

パネルディスカッションでは、今この戦後最大の危機に立ち向かうべく、私たちが、日本の復興に際して何ができて、何をすべきかを討議し、持続可能な新しい日本の姿について明示できれば考えます。

また、例年行ってきた、研究機関に勤務する方々の個人アンケート/組織アンケートの集計結果を集会の中で報告する予定です。今年の個人アンケートは「制度問題」についてがメインテーマで、震災関連は、国の研究所が果たした役割、果たす役割についてアンケートを行っています。組織アンケートは震災による研究機関の物的・人的被害、研究活動への震災の影響（震災の一次・二次被害）、ポストクや外国人研究者の雇用・研究労働条件についての震災・節電等が及ぼした影響、大震災に関わる取り組みなどについてアンケートを行っています。

学研労協・国公労連

第29回国立試験研究機関全国交流集会実行委員会

## 第29回国立試験研究機関全国交流集会

◇開催日 6月17日（金）

◇場所 つくば研究交流センター

〒305-0032 茨城県つくば市竹園2-20-5

電話：029-851-1331

◇集会テーマ

震災復興と持続可能な社会をめざして―国立試験研究機関の社会的役割を考える―

プログラム

9..00～9..30 受付  
9..30～9..40 開会あいさつ  
9..40～11..10 記念講演

「東日本大震災と科学者の社会的責任」

立石雅昭氏

新潟大学元教授

11..10～11..40 特別報告 福島原発事故の現況について  
11..40～12..00 情勢報告・基調報告  
12..00～13..00 昼食休憩  
13..00～16..55 パネルディスカッション  
16..50～16..55 集会アピール  
16..55～17..00 まとめ・閉会あいさつ